令和４年度　菊池市プレミアム付き商品券取扱店舗実施要領

１ 趣旨

菊池市の委託を受けて菊池市商工会が実施する（以下、商工会という）。「菊池市プレミアム付き商品券事業」の取扱事業者を募集するため、必要な事項について定める。

２ 取扱店の募集受付期間

令和４年９月１日（木） ～ 令和４年９月２２日（木）

※募集受付期間以降も取扱店舗の登録はできますが、取扱店舗の冊子への掲載は９月２２日までの募集期間に登録・変更のあった内容となります。

３ 商品券の使用期間

令和４年１０月２１日（金） ～ 令和５年２月２８日(火）まで

４　商品券の内容

１冊あたり 1,000 円券を 10 枚、額面 10,000 円券を 5,000 で販売

内訳）赤券（個店限定）5 枚、青券（全店共通）5 枚

※また、菊池市市民課よりマイナンバーカード普及促進のため交付される商品券については、菊池市プレミアム付き商品券となりますので、同様の取扱いとなります。コチラは１冊あたり 1,000 円件を 3 枚（内訳：赤券２枚、青券１枚）

５　商品券の種別

商品券は大店舗等以外で使用できる個店限定券と市内全域で使用できる全店共通券の２種類。

大店舗等とは、十分に外気に開放され、かつ、明らかに屋内的用途に供しない部分を除く天日の床面積 1,000 ㎡以上または、本店及び本部等が菊池市以外にあるチェーン店並びに第３セクターとする。

但し、大店舗等、第３セクターが管理する施設内で決済が異なるテナント事業者は大型店舗から除外する。

６ 商品券の利用制限

商品券は、次に掲げるものについては使用することはできない。

（１）商品券を現金化すること及びこれに類する行為。
（２）商品券、ビール券、図書券、交通機関切符（定期券含む）、切手、官製はがき、印紙、プリペードカード及び洗車カード等の換金性の高いもの。
（３）チャージギフト券の購入や電子マネーへのチャージ。
（４）たばこ、電子タバコ用たばこ、指定ゴミ袋等の法律や条例により定価以外での販売が禁止されているもの。

（５）金融機関への預け入れ、出資、有価証券等の金融商品や債務に係るもの。
（６）土地や家屋等の不動産購入及び賃借に係るもの。
（７）国や地方公共団体への支払い及び公共料金、医療費等に係るもの。
（８）商品券を担保に供し、又は質入れすること。
（９）事業活動に伴い使用する原材料及び機器類、仕入商品等の事業資金。
（１０）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの。
（１１）特定の宗教、政治団体と係るものや公序良俗に反するもの
（１２）その他、菊池市及び商工会が適当でないと認めたもの

7　取扱店の登録資格・対象店舗
（１）菊池市が発行するプレミアム付商品券を取り扱うことのできる事業所は菊池市内の事業所とする。
（２）（１）の店舗のうち、本事業に参加意思を示し、菊池市商工会が別途定める実施要領に準じる店舗であること。
（３）菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例第２条第４号に規定する暴力団等及び第５号に規定する暴力団等関係者が営業に携わっていない店舗。

8　取扱店の責務
（１）　特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと。
（２）　商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
（３）　商品券の換金については、必ず事業所自ら換金先へ持参すること
（４）　菊池市及び商工会と適切な連携体制を構築すること。

9　取扱店募集の周知方法
（１）菊池市商工会会員事業所へ郵送にて案内
（２）商工会ホームページ掲載
（３）その他

１０　取扱店の登録方法
登録につきましては、令和４年度菊池市プレミアム付き商品券取扱店舗申請書兼変更申請書を提出し、菊池市・商工会の承認を得るものとする。店舗登録が受付できない場合のみご連絡させていただきます。

〇R2 プレミアム付き商品券取扱店舗様
令和２年度プレミアム商品券に登録いただいた事業所につきましては、以前の登録情報が記載された令和４年度菊池市プレミアム付き商品券取扱店舗申請書兼変更申請書をお送りしますので、新たにこちらを提出し、菊池市・商工会の承認を得るものとする。

〇新規取店舗様
令和４年度菊池市プレミアム付き商品券取扱店舗申請書兼変更申請書を提出し、菊池市・商工会の承認を得るものとする。

※商工会は、承認した事業所等へ、取扱店であることの資材（ポスター等）を配布予定。必ず掲示していただくようにお願い申し上げます。

※１０月１３日（木）以降に商工会本所又は支所（旭志・泗水・七城）にて配布しますので、各自商工会へ受け取りにお越しください。

１１ 登録取扱店の周知

（１）商品券購入者、商品券交付者に、取扱店の一覧を配布

※取扱店舗の冊子を作成しますが、９月２２日までの募集受付期間に登録・変更のあった内容となりますのでご注意ください

（２）商工会ホームページに掲載

（３）その他

１２ 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。また、利用済み商品券の換金にかかる手数料は、無料とする。

１３ 取扱店資格の喪失

商工会は、本要領８に定める行為に違約する行為が認められた場合には、換金の停止、取扱店の登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

１４ 紛失等の責務

利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

１５ 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。

１６ 換金について

（１）利用済み商品券の換金請求期間

令和４年１１月１日（火） ～ 令和５年３月１５日（水）まで

（土・日・祝祭日及び１２月２９日（木）～１月３日（火）を除く）

受付時間は９時から１５時までとします。

請求期限を過ぎてからの換金請求には一切応じられませんのでご注意！

（２）換金請求先

肥後銀行菊池支店　菊池市隈府９１８－２

ＴＥＬ：０９６８－２５－１１４１

肥後銀行泗水支店　菊池市泗水町豊水３４６９－１

ＴＥＬ：０９６８－３８－４１１０　　の２箇所とする

（３）請求方法

菊池市プレミアム付き商品券換金依頼書（別紙）に必要事項を記入の上、使用済商品券（裏面の「商品券取扱店名」欄に店印等を押印のこと）を添付

し、換金請求先（肥後銀行菊池支店及び泗水支店）へご持参ください。枚数が多い場合は、最初と最後の商品券２枚の裏面に押印して持参することも可とする。その場合はゴムなどでくびってください。換金依頼書はお手数ですが、コピーしてご使用ください。

（３）支払方法・時期

① 肥後銀行口座に入金指定で５０枚以内ご持参の方、かつ肥後銀行の通帳ご持参の方
→お客様に入金伝票をご記入いただき即日入金

② 肥後銀行口座に入金指定で５１枚以上ご持参の方
→お客様に振込伝票を記入いただきお預かり、３営業日以内に振込
※振込手数料はコチラで負担します。

③ 肥後銀行以外の金融機関に入金指定のお客様
→枚数にかかわらずお客様に振込伝票を記入いただきお預かり、３営業日以内に振込　※振込手数料はコチラで負担します。

なお、本要領に定めのない事項については、菊池市と商工会と協議のうえ事務処理を行います。

【お問合せ先】
菊池市商工会　　菊池市隈府８８４－１　　☎０９６８－２５－１１３１